



# 想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付させていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会  
業務研究委員会  
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

## こんなこと、 ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安...
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☎ **ご相談先は裏面に！**

## 信託されたお金は、どうやって管理するの？

この紙面では何度もご紹介していますが、信託の基本形は、ご自身（委託者）の大切な財産を、ご自身またはご家族など（受益者）の将来の生活を支援することを目的として第三者（受託者）に託し、受託者は、委託者の希望に沿う方法で、受益者のために、託された財産を管理・運用・処分することです。

ところで、金銭が信託された場合、受託者は託された金銭を銀行に預金して管理するのが通常でしょう。この際、受託者自身の固有の預金と明確に分別するため「委託者 A 信託財産 受託者 B」

という名義の口座を開設し、受託者自身の預金なのか信託財産なのかを明確に区別できるようにしなければなりません。

受託者に課されるこのような義務は「分別管理義務」と呼ばれ、信託法という法律に明文化されているのです。

分別管理義務の規定があるため、受託者が、受託者自身の預金と混在したり、信託財産が差し押さえられたりするような事態が防止できることとなります。

また、受託者は信託財産の管理に関する帳簿を作成する義務も負っています。作成した帳簿に基

づき、委託者や受益者に対し定期的な報告をするほか、必要に応じて信託財産に関する確定申告もしなければなりません。

もちろん、委託者から請求があれば、これらの帳簿を見せてあげなければなりません。

受託者にとっては、やや面倒な気もしますが、委託者の大切な財産をお預かりしているのですから、当然のことですね。

どんなに魅力のある制度でも、そこに関わる当事者が不正を働けば、すぐにその制度は信頼を失います。みなさんで、民事信託を信頼ある制度に育てていきましょう！

## 「民事信託」のイロハ（4）～受託者の役割①

この紙面では「民事信託」という聞き慣れない仕組みのイロハを、わかりやすくご紹介していきます。今号からは、受託者の役割について数回に分けてご紹介したいと思います。

+++++  
ご自身の大切な財産を第三者に託し、ご自身の希望に沿った形で管理、運用、処分をお願いするのが信託の基本形です。

同じく第三者に財産管理を委ねる成年後見制度の場合、財産を預かる成年後見人などは家庭裁判所へ定期的な報告をする義務がありますので、公的機関による監督機能はたらくという利点があります。

しかし、民事信託の場合、財産を預かる受託者は公的機関による監督を受けませんので、不正防止という観点では、民事信託よりも成年後見制度の方が優れているといえるでしょう。

もっとも、成年後見制度がフレキシブルな財産の活用、自由な制度設計などの観点で民事信託に劣るということは、前号までにこの紙面でもご紹介したとおりです。

そこで、民事信託をご利用いただく際には「**どなたに受託者を引き受けていただくのか**」が、とても重要な要素となります。信頼のおける方に受託者となっただければ、ご自身の判断能力が

減退したり、あるいは他界された後も、残されたお子さんの生活を安心して受託者に託することができるわけです。

通常は、親族のどなたかに受託者をお願いすることになりますが、信託の仕組みや法律の規定に詳しくない場合も少なくないでしょう。そこでこのようなときには、前号ご説明した「信託事務処理代行者」や「信託監督人」に法律の専門家を選任することにより、信頼性を高めることも考えられますね。

また、親族に受託者の引き受け先がないようなケースでは、法律の専門家に受託者をお願いすることも可能です。

# 「親亡き後」への民事信託の活用イメージ

## Q1. 何か対策が必要なのですか？

→障がいをお持ちのお子さんが、親御さんの財産を相続したとしても、適切な財産管理ができず、長期にわたり安定した生活を送ることに支障が生じるおそれもあります。このため、法的な対策が不可欠です。

## Q2. どんな対策が有効なのですか？

→成年後見制度の活用が考えられますが、それだけでは全てのご希望には対応できません。民事信託という制度を活用することで、さらに効果的な対策を講じることができます。

## Q3. 「民事信託」って？



## 浜松市内の金融機関さんでセミナーを開催しました！

- 保護者様対象の説明会
- 合同相談会
- 職員様向けの勉強会
- 支援者様向けのセミナー

など、**無料**にて対応いたします！

皆さん、こんにちは。「叶（かなう）」の野々垣守道です。  
先日、浜松市内の金融機関さんで涉外担当の職員さんを対象とするセミナーを開催し、こんなお話をさせていただきました。  
お孫さんが金融機関から住宅ローンを借り入れ、おじいさんが所有する土地にマイホームを建築したいと希望する事案を例に挙げ「おじいさんが認知症を患っている場合や成年後見制度を利用している場合には、土地を担保提供することが困難となる結果、お孫さんへの融資も難しくなるので、お元気なうちに民事信託を活用して万全な備えをしましょう！」というもので、民事信託を利用した土地の有効活用のご提案ができました。  
今後も、皆さんのニーズに応えられる民事信託を研究してまいります！  
勉強会、講演等をご希望の方も、下記までお問い合わせください！！



**ご相談・お問い合わせはこちらへ！！**

☎ 053-589-5745

【窓口担当・小出洋史】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。